

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、貨物運送のトラックに積荷を割り当てる配車業務に従事していた。

請求人によると、配車業務が請求人一人に任されていたため取引先等からの配車を求める電話への対応や配車スケジュールの作成等の業務で、休憩も取れない長時間労働が続いていたという。請求人は平成〇年〇月に入った頃から眠れなくなり、同年〇月〇日には出勤しようとしたが立ちくらみがして起き上がれなくなったとして、同月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期について、請求人らは、会社に出勤できないほどに症状が悪化した平成〇年〇月〇日とすべきである旨主張する。これに対し、専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月に入った頃より眠れなくなり、同年〇月半ば頃には食事や入浴がおっくうになって、同年〇月〇日には仕事に行こうとするも立ちくらみがして起き上がれなくなった。同月〇日に不安、緊張、動悸、疲労感、無気力等を訴え、『Dクリニック』に受診したところ、『うつ病』と診断された。監督署の調査によれば、請求人には抑うつ気分、興味と喜びの喪失及び活動性の減退による易疲労感の増大や減少が顕著であるとは認められないことから、うつ病エピソード圏であるとは認められない。請求人は、同年〇月に入って不眠に加え上記症状が現れるようになったことから、ICD-10の診断ガイドラインに照らし、同年〇月上旬頃に『F43.2 適応障害』を発病したと判断する。」と述べている。

当審査会としても、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づ

き検討する。

- (3) 請求人らは、長時間労働により精神障害を発病した旨主張しているので、この点について検討する。

請求人は、平成〇年〇月〇日に入社後約1か月を経過した同年〇月上旬に精神障害を発病したことが認められるが、監督署長が作成した労働時間集計表によれば、発病前1か月間（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）の時間外労働時間は110時間となっている。当審査会においては、同集計表について精査したが、決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)から(オ)までに説示する勤務実態に鑑み、その算定方法は妥当であると判断する。

当該時間外労働時間は、認定基準別表1の評価表の具体的出来事の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、心理的負荷の強度を判断する具体例の「中」の例である「1か月間に80時間以上の時間外労働を行った」に該当するものと判断する。

なお、請求人らは、退勤時間が午後9時～10時になっていること等をもって労働密度は濃い旨主張しているが、そもそも労働密度とは業務の内容（質）の問題であって、労働時間が長くとも手待ち時間といえる時間であれば労働密度は低いということになるのであり、退勤時間と労働密度とは関係は無く、その主張には合理性がない。請求人の場合、同第2の2の(2)のウの(カ)及び(キ)に説示するとおり、出来事後の状況について、著しいものとして考慮すべき事柄は認められず、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

- (4) 請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

- (5) 以上のことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らないことから請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。